

相続登記の手続きの流れ（ご案内）

貴殿からご依頼のございました相続登記を完了させるため、以下の手順でお手続きをさせていただきます。

下記「一」の書類の収集について、貴殿にて、可能な範囲で収集の上、ご一報願います。（不備のある書類は当所で職務上請求させていただきます。但し印鑑証明書はご本人でなければ取得できません。）

一、依頼される方は下記の書類を収集して当所に持参願います。

- 被相続人の除籍謄本（出生から死亡まで）
- 被相続人の住民票の除票
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の住民票
- 相続人全員の印鑑証明書
- 相続財産の不動産登記簿謄本（登記所）
- 固定資産税評価証明書（市役所の資産税課）
- 株や預貯金など、名義変更が必要になる書類の写し

以上各 1 通

注意事項 被相続人の除籍謄本は出生まで遡ると、通数が必ず複数になります。

例えば、生まれたときは親の戸籍に在籍し、婚姻すれば、夫婦の戸籍に在籍することになります。また、法律自体が改正され、『改正原戸籍』という戸籍が必要になる場合もございます。

出生まで遡るには専門性を要しますので、市役所の窓口の方に「〇〇（被相続人氏名）の相続に使いたいの、出生まで全部欲しいのですが・・・」とお願いして頂ければ、相続登記のために必要な除籍謄本全部を、交付してくれるはずです。

但し、生まれた頃の本籍（出身）が、死亡時の本籍と異なるような場合、当時の本籍地の市役所で除籍謄本を取得しなければなりません。そうした場合は、ご相談いただければ当所で取得することも可能です。

二、上述の書類を参照しながら、当所にて、ご依頼される方のご指示に従いまして、遺産分割協議書を作成いたします。（遺言がある場合には遺言に従います。また、遺言がある場合、上記必要書類のうち、不要になる書類もございますので、ご一報願います。）

三、ご依頼される方は、当所が作成した遺産分割協議書に、相続人全員から、ご署名、実印押印をもらってください。

四、当所にて上記書類の一切をお預かりの上、法務局に添付して、登記手続きを完了させます。通常、遺産分割協議書をお預かりした日から、2 週間程度ですべて完了し、登記済権利情報が発行されます。

なお、登記費用に関しましては、「一」の書類を持参していただく際、固定資産税評価証明書を参照して、算出させていただきます。

以上、宜しく願い申し上げます。

〒254-0034

神奈川県平塚市宝町 6 番 12 号大塚ビル 3 階

司法書士武藤信人事務所

Tel 0463-25-5539 Fax 0463-23-5578

相続に関する内容の確認シート

当所にご依頼の際には、あらかじめ、以下の内容にご回答願います。

☆ どなたの相続ですか

住所

本籍

氏名

生年月日

昭和・大正

年

月

日

☆ 相続人の方はどなたですか。(例 本人の妻〇〇、子〇〇と子〇〇など)

☆ 相続人の方に未成年者や被後見人などがいますか。

いない・いる(未成年者・被後見人)

☆ 遺産分割協議書の内容を記入してください。詳細は後日お打合せいたしますので、簡単にご記入願います。

例 自宅を、長男太郎が相続。〇〇会社の株券を妻が相続。など

☆ 遺産の内容について、確認をしてみてください。

不動産(ご自宅など)、預貯金、自動車、株式、その他

☆ 不動産の名義変更以外の手続きについても。

依頼する

依頼しない

名義変更を依頼したい内容 例 株式。通帳。等

()

回答者氏名

電話番号

()